

後期高齢者医療支援事業

1 趣 旨

高齢化に伴う医療費の増加が見込まれる中、現役世代と高齢者の負担の公平化を図りつつ、持続可能な制度とするために、後期高齢者を対象とした後期高齢者医療制度が平成20年度から施行された。

当該制度が安定的に運営できるよう、低所得者の保険料軽減など国保と同様に法に基づき各種支援策が講じられ、これらに県の負担金を交付するなど、事業の安定化を図っていく。

なお、当該制度は平成24年度末に廃止の予定であり、後継制度について検討が進められている。

2 事業の概要

事業区分	補助の対象	事業主体	補助率
医療給付費負担金	医療給付費の一定割合を負担	後期高齢者医療広域連合	国 25% 県 8% 市町村 8%
基盤安定負担金	低所得者の保険料の軽減相当額の一定割合を補填	市町村	県 3/4 市町村 1/4
高額医療費負担金	高額な医療費の発生による財政リスクを緩和するため、レセプト1件あたり80万円を超える医療費の部分を負担	後期高齢者医療広域連合	国 1/4 県 1/4 広域連合 1/2
財政安定化基金	保険料未納リスク、給付増リスク等に対応するため、貸付等を行う	県	国 1/3 県 1/3 広域連合 1/3

3 平成22年度予算額

9,706,580千円

医療給付費負担金	7,715,091千円
基盤安定負担金	1,448,008千円
高額医療費負担金	279,280千円
財政安定化基金	264,201千円

(担当課 健康推進課)